

中華民国維新政府の成立過程（下）

（都立第三商業高校教諭）堀井 弘一郎

第4節．維新政府樹立

1938年3月28日、維新政府は南京で成立式典を行なった。内外にその樹立を宣言するとともに、十大政綱を発表した。その「政府成立宣言」は、国民政府の悪政、焦土政策・容共政策によって国民が塗炭の苦しみに陥ったことを激しく非難し、それに続けてこう語った⁽¹⁾。

維新政府の成立は蘇浙（蘇は江蘇省、浙は浙江省のこと—引用者）等の省の事実根拠し其の性質は臨時的のものにして、臨時政府とは初めより対立の心無し。将来中央所管の事項と不可分のものは臨時政府より商酌辦理す。且つ津浦、隴海兩路の交通恢復せる後は臨時政府と合併すべし。蓋し同人等は常に国内に對峙的兩政府あるを願わざるものなり。…荆棘地に遍く烽火天に満ち、祖国は灰燼と化す、窮民は傷殘せし後に於ては功を表はすこと易からず。又着手最も難きこと明かなり。

これは維新政府の実態と立場とを率直に語っていた。第1に、その支配領域が「蘇浙等の省」に限られているとした。しかも一般に維新政府の統治領域と喧伝された「中支三省」すなわち江蘇省（蘇）、浙江省（浙）、それに安徽省（皖）の三省のうち、安徽省は「蘇浙等」の「等」の中に包摂され明記されていなかった。第2に、「中央所管の事項と不可分のものは臨時政府より商酌辦理す」と述べ、外交・国防などの中央政府の所管事項は臨時政府が処理するとした。そのことは裏返していえば、維新政府は一地方政権にすぎないことを自認したものであった。第3に、あくまでも臨時的な政府であり、将来は臨時政府と合併すべ

きものであることを明記していた。第4に、成すべき事業の達成は容易ではなく政府の前途は多難であることなどが一種の悲壯感を伴いながら語られていた。

高邁な理想を語るでなし、方針や展望を大言壮語するでなし、およそ新政府樹立の潑刺たる意気込みや抱負というものからは程遠いムードであった。そうならざるをえなかった事情については前節においても既にその苦渋に満ちた成立過程をたどってきた。以下に、維新政府の領域、組織と人材、日本人顧問といった面から、その背景を検討してみたい。

ア．領域

維新政府がその領域としていたのは「蘇浙等の省」、すなわち江蘇省、浙江省、安徽省の三省であった。この三省で面積34.7万km²、人口は8547.0万人。当時の日本が面積38.3万km²、人口7190.3万人なので、日本と似たような面積、人口の規模であった。しかし、中国全土の中では面積で9%、人口で20.7%を占めているにすぎなかった⁽²⁾。しかも、実際に維新政府の支配区域に属していたのはもっと小さかった。江蘇省こそほぼ全域を一応の統治下においていたが、浙江省は錢塘江を境界とする北部（同省のほぼ四分の一）のみ、安徽省はその東半分のみを支配したにすぎなかった。実質的な統治面積・人口は、約20万km²、4500万人に過ぎず⁽³⁾、これは中国全体の面積で5.2%、人口で17.1%であった。実際、維新政府の県レベルの地方政府として県公署が成立した県の位置を示してみると第1節の図1のとおりであった。江蘇省南部と北部の隴海線沿線、浙江省北部すなわ

ち長江（揚子江）下流域から杭州湾にかけての地域に集中していた。あとは三省にまばらに点在していた。それに、上述の数字でさえ統治区域をかなり広くみたものであった。県公署が成立した県でも、維新政府の統治能力が県政の末端まで届く範囲となると更に狭い地域となった。江蘇省でも、省政府が成立した38年5月の時点で「地方行政も治安確立せざりしため、江蘇省全県を通じ何れも正常なる県政施行は極めて困難なりき」といわれた⁽⁴⁾。最終的に維新政府の勢力下に入った県は、江蘇省60県中39県、浙江省1市75県中1市（杭州市）14県、それに安徽省63県中19県で、これは三省全体の36%にすぎなかった。しかも、実際に「行政を及ぼし得る地域は県城（県都—引用者）及至皇軍の重要兵站線に連なる城鎮に限定さるる」ため、「維新政府の行政地域は全三省の約1割程度に過ぎざるなり」と興亜院も認めざるをえなかった⁽⁵⁾。他方、華北の臨時政府はほぼ同じ時期に、河北省130県中124県、山東省105県中100県、山西省92県中70県、河南省44県中36県で「治安回復」していた。この四省に江蘇省北部地区も含めて、「治安回復」した県数は89%に達した⁽⁶⁾。勿論、この場合も実際に「行政を及ぼし得る地域」となると、この数字のとおりというわけにはいかない。しかし、それにしても臨時政府と比べて、維新政府の「治安回復」県数はかなり見劣りした。当時のジャーナリズムも既にこうした事実を指摘していた。『改造』38年5月号は、「現在わが確保せる（華中の一引用者）占領地域は…合計七万平方料で北海道よりも一寸広い文字通り猫額大の土地である」と論じた⁽⁷⁾。しかも、これら統治区域の周りは共産党遊撃区や国民党の支配区域であった。常にそれらの区域からの勢力の浸透にさらされていた。結局、維新政府の支配領域はいわゆる「点と線」をかりうじて維持したのみであった。それは日本軍の勢力の消長によって左右されていた。

では、政府の置かれた上海はどうであったのか。実は維新政府はその成立式典こそ南京で挙行了たものの、実際の政務は上海で執ることとなった。この政府所在地については、政府の名称と同様、政府成立の直前まで決まらなかった。2月末、中国側は南京を望んだ。日本側では臼田機関を除いては上海を主張し、時期を見て移転について検討するようにと説いた⁽⁸⁾。中国側が上海を避けたかった理由は第1に、上海の治安が極度に悪かったからであった。第2に、上海は日本が占領してから既に半年以上たち、日本軍の中支那方面軍司令部があった所であった。そこに政府を置いたのでは日本の傀儡というイメージがますます強くなってしまふことを恐れたためであった。そのことは実は、後に汪兆銘が同じような問題に悩んだことから推察される。すなわち、1939年4月ハノイを脱出して新政権樹立工作に乗り出した汪は、日本軍の占領地ではない四川や雲南方面などに政府を置くことを望んだ。しかし、当地の反蔣反乱はおこらなかった。結局、華中（南京）に政府を置かざるをえなくなった。維新政府の場合は、もともと華中以外には考えられず、せめて上海は避けたかった。最終的には、梁、温、陳らの協議によって2月27日、政府所在地は南京とし、ただし当分上海で実務をとると定めた。日本側もそれを了承した⁽⁹⁾。もっとも、2月14日に中支那方面軍が中支那派遣軍に再編された際、軍司令部は上海から南京に移転した。したがって、維新政府の機能が上海から南京に移転するにともない、結局は日本（軍）の掌中に明確に入ることとなった。

1938年9月ごろまで、維新政府は上海で実務をとった。しかし、上海には政府庁舎らしきものはきわめて乏しかった。日本の特務関係の機関が集まっていた「新亜飯店」というホテルの部屋を借りて、そこを「政府」と称するありさまであった。この頃満鉄から派遣され、中支那派遣軍特務部で活動していた中西功は、維新政府要人もホテルか

ら「一步外に出れば権限も力も一切なかった」、
「中国人が臨時政府のことを『城内政府』と呼び、
維新政府のことを『飯店政府』と呼んでいた」と
後に回想している⁽¹⁰⁾。臨時政府が「城内政府」
と呼ばれたのは、せいぜい北京市内（城内）しか
その統治能力が届かなかったからである。それと
比べても、「飯店政府」という呼称は維新政府が
いかなる実態であったのかを痛烈に皮肉っていた。

以上みてきたような首都や地方の状況、「猫
（の）額大」といわれた統治領域の実勢を考えれ
ば、そもそも中央政府と名のろうとすること自体
が土台無理な話であった。しかし、「政府組織大
綱」第1条は「中華民國維新政府は中華民國の治
権を総攬す」と規定した。建て前と実態とがかけ
はなれたまま、維新政府はそのスタートをきった。

イ．組織と人材

維新政府は成立式当日、成立宣言とともに「政
綱十ヶ条」を内外に発表した。第1項で「三権分
立の憲政制度を実行し一党専政を取り消す」とう
たった。以下、反共主義、東亜の和平、中日経済
提携、民生安定などの基本方針を示したものであ
った。そして、三権分立制をベースに政治機構の骨
格が「政府組織大綱」によって定められた。それ
は表1のような機構として整備された。国民党の
一党専制を批判する以上、それに勝る政治システ
ムを提唱しなければならなかった。それが一見民
主的な装いを凝らした「三権分立の憲政制度」で
あった。しかし、「憲政制度」については維新政
府の最後まで結局実施されずに終わった。「三権
分立」については、行政院、立法院、司法院がそ
の三権をになう中央国家機関と位置付けられた。
これら三院を統括する政府の最高機関として議政
委員会が設けられた。構成メンバーは梁鴻志、温
宋堯、陳羣⁽¹¹⁾の3「常務委員」と、三院の院長
（梁行政院長、温立法院長、司法院長空席）・副
院長・各部部長（大臣）の「委員」であった。ま
た、「政府最高輔導機関」⁽¹²⁾として「顧問部」

がおかれた（後述）。組織人員数の判明した各機
関の人員数は表2に示した人数のとおりである。
行政院で404人、立法院で48人、計450人ほどで
あった⁽¹³⁾。人数不明の秘書庁など若干の部局を
加えれば多少増えるであろうから、成立初期には
おおよそ五百人前後の中央官吏を擁した。

こうして、一応政府機構らしきものができあが
った。しかし、様々な欠陥や問題が政府設立当初か
ら露呈していた。まず第1に、高位高官の空位、
兼任、代理が多かった。その最たるものは国家元
首にあたる主席であった。松井大将や維新政府参
議となった夏文運らは主席に唐紹儀を推した。し
かし唐は固辞した。夏文運の回想によれば、唐の
部下であった温宋堯らは、「彼をかついで主席に
すれば、当然自分達も高位高官に昇れるという考
えから、唐担ぎ出しの運動をし」、お膳立てさえ
整えば唐も出馬しないわけにはいなくなるだろ
うということで、「まず政府をつくっておいて、
時期をみて主席に据えればよい」という判断だ
った⁽¹⁴⁾。しかし政府樹立後も結局、唐は出馬しな
かった。甘い見通しをもって「唐首班案」の工作
をすすめる、東京にその虚偽報告をしたというこ
とで、臼田中佐は河南省開封の特務機関長に左遷
された。主席に次いで人材不足をさらけ出したのが
行政院（内閣）の部長（大臣）であった。発足当
初から交通部長が決まらず、梁鴻志が兼任、綏靖
部長は任援道が代理となった。更に、司法院はそ
れ自体を組織することができず、司法院長も空席
のままとなった。司法院が成立しなかったため、
暫定的に司法行政部が行政院内に組織されたが、
その司法行政部さえ部長空席というありさまであ
った。高官の空席は翌年になっても続いた。例えば、
財政部長陳錦濤が39年6月病死した後、9月まで
空席のまま埋まらなかった。陳錦濤が兼任してい
た華興銀行（維新政府の中央銀行）総裁も梁鴻志
が兼務するというような状態であった⁽¹⁵⁾。同年
8月、汪兆銘政権工作をすすめる影佐禎昭が汪と

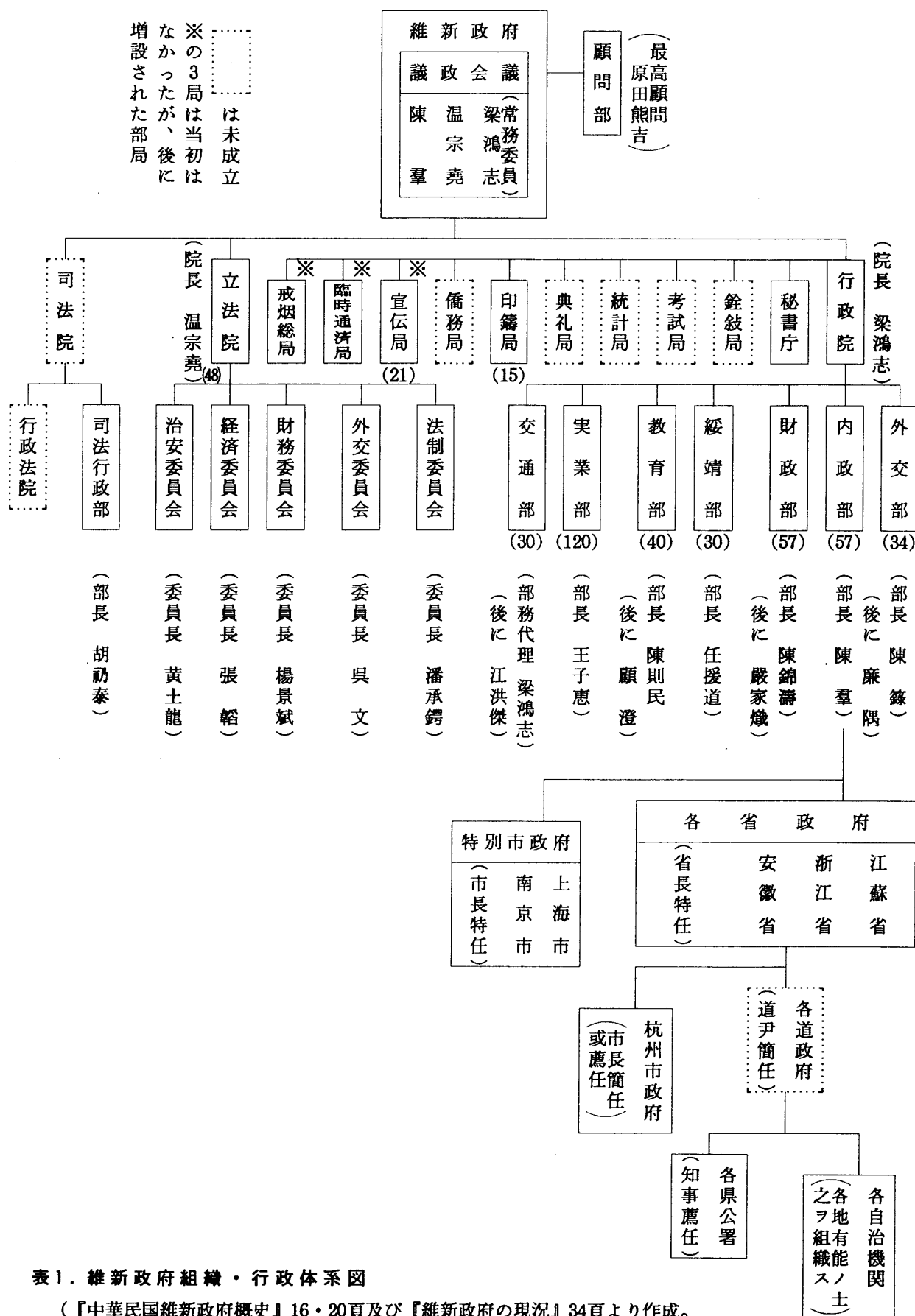


表1. 維新政府組織・行政体系図

(『中華民國維新政府概史』16・20頁及び『維新政府の現況』34頁より作成。

各部局名の下の()内の数字は組織人員数を示す。人員数は『維新政府諸機関の行政機構』より)

会談を行った。その時影佐が原田維新政府最高顧問からの要請を受けて汪にこう伝えている⁽¹⁶⁾。

維新政府に於ては最近空位となり居る官職あり。充員を要する次第なるが、やがて汪氏の中央政府組織に際し支障ありてはとの氣遣いより、右充員を差控え居る次第なるに付、其の苦心を了承せられ度し。

確かに新中央政府組織樹立に向けて同じような官位官職の重複を避けておく配慮もあったであろう。しかし、空位を埋められないことの弁解とも聞こえる。いずれにせよ、高位高官の人材難はこの時点でも解消していなかった。この人材不足は、主席・院長・中央銀行総裁・部長クラスにとどまらなかった。1938年9月13日、土肥原機関で新政権樹立工作に乗り出していた坂西利八郎中将が上海で谷公使に次のように語った⁽¹⁷⁾。

北方（臨時政府—引用者）にては第一流（元老級）、第二流（大臣級）、第三流（次長、局長級）、第四流（課長事務官級）（のうち—引用者）、…第一流、第二流の人物はなきに非ざるも、第三流第四流級にして実際に仕事の衝に当る人物払底し…能率上らざるを以て、此等の人物は将来如何にしても国民政府内に求め此を拉し来らざるべからざるを痛感せり。…中支に於ても勿論各級の人物払底なるを以て…先ず国民政府部内の三流所の人物に目星を付け此を手なづけ置くこと緊急なりと認め居れり。…金さえ惜まざれば働手を連れ来ることは決して不可能に非ず。

10月1日には、日高信六郎上海総領事が近衛外相（兼首相）あてに次のような電文を打った⁽¹⁸⁾。「過去に於ける臨時、維新両政府の実績に徴するに、実際に仕事に当たるべき中堅分子の欠乏せること蔽うべからざる事実なり」。

坂西中将、日高総領事らの認識のなかには「第三流第四流級」すなわち中堅実務官僚の「払底」への危機感がみてとれる。それを敵方の国民政府

から金で引っ張って来て充足しなければならないというところに、一層の深刻さがあった。この中堅官僚の不足は、行政機構の整備にも支障をきたした。例えば、行政院にはその直属機関として、表1のように秘書庁の他に、当初6局が置かれることになっていた。しかし、樹立1年後でさえ「政務繁閑の都合により未だ組織せられず」として印鑄局のみができたにとどまった⁽¹⁹⁾。また、各部の実務も「政府何れの部面に於てもその人的資源の不足に対しては、当初以来友邦関係当局の援助に俟つこと甚大であった」というような状態であった⁽²⁰⁾。民間新聞の統制という権力にとって肝要かつ緊急を要する行政行為でさえ、それを担当する宣伝局の要員の確保がままならなかった。そのため、ほとんどを日本の軍特務部が調査、計画、準備を実施した⁽²¹⁾。結局、「第一流」から「第四流」にいたるまで、自前ではその要員を充当することができなかった。後述するように上は日本人の顧問に「内面指導」され、下は「友邦」すなわち日本（軍）の「関係当局の援助」で実務を執った。人材面での傀儡性は明らかであった。

第2の欠陥は、立法院と司法院の弱体性の問題であった。以下『概史』の記述によりながら、その点について整理しておこう。立法院は「立法事項に関しては国家運行の公明を国民により組織せらるる議会に拠らん」とした。しかし、戦時下「有能の人士を民意に問い選出することは至難にして到底実施せられざる実情にあった」ためとして、議会に代えて「識者」40～60人を立法委員に任じ、立法作業にあたらせた（87頁）。国民政府や臨時政府と同様に民選議会はなく、これでは「民主立憲」を掲げる維新政府の優位性を示せなかった。しかも、その立法作業も「何分にも錯雑起伏前代未聞の現状に対処しては新制法令の完璧を期する事が出来得ない状況にあった」。政府樹立の4日後の38年4月1日、国民党政府以来の「旧法令を以て、新法令を援助せしむる事」とす

る政府令を発した(90頁)。自前の法体系を整備することができず、敵対する国民政府のそれを借用せざるをえなかった。こうした事態は立法院の弱体性を雄弁に物語っていた。また、司法院が成立しなかったため、暫定的に司法行政部が行政院内に組織されたが、これはおよそ「三権分立」制とはかけ離れた制度であった。さすがに、維新政府も「いまだ草創の期に於て充分なる三権鼎立の処置を取り得るだけの完全性を持ち得ぬ事を遺憾としている」(287頁)といわざるをえなかった。司法院は本来司法行政部のほかに行政法院なる組織も併設されるはずであったが、それも未成立であった。こうして極めて不十分な状態でスタートした司法部であった。翌39年6月、ようやく最高法院が成立し、一応三審制の体裁を整えた。この頃までに江蘇・浙江両高等法院、上海・無錫・江寧・呉県の四地方法院も組織された。しかし、戦前の約四分の一程度しか回復できておらず、「資料の不足、運法人材の過少、…地方交通は全く不便、…従前の公文書悉く散逸」、「人材は逃避して資格閥歴ある人は逡巡して進まず」というような「戦禍後吾人に残されたものは総て最悪の条件のみ」というありさまであった。維新政府樹立2年後の裁判所復興状況は表2のとおりであった。国民党政府時代と比べてもその回復の遅れは明らかであった⁽²²⁾。

ウ. 日本人顧問

維新政府の運営上の問題として指摘されなければならないのが日本人顧問である。日本が中国につくった政権はいずれも日本人顧問を配置し、その「内面指導」にあたっていた。維新政府も例外ではなかった。従来から軍特務部の下、日本占領各地には特務機関が置かれ、第一線には特務班や宣撫班が派遣されて実質的な内面指導が行われてきた。華中においても、顧問を正式に認知させそれを維新政府内に配置する問題が浮上してきた。

1938年7月3日、陸軍軍務局で「中支顧問々題処理方針」が作られた。この頃中央では事変の拡大と新中央政権樹立工作の始動に伴い、広範強力な中央機関設置の問題が議論されていた。「処理方針」は、そうした「対支処理機関」が設立された後、維新政府顧問を同機関系統の下に置くことを陸軍の方針とした。暫定的対策として、従来通り顧問事務を執る案と覚書き程度の取決めを行う案とを併記して検討資料とした。その後、時期は不詳であるが、同年中に「中華民國維新政府顧問約定」がおそらく陸軍側で作成された⁽²³⁾。これは、「中華民國維新政府の請いに応じて中華民國の行政、法制、軍事等の各項を充実改革及保全統一する目的を以て」顧問を置くことを定めたものであった。「顧問」の他にも、「顧問輔佐官、專員、技術員、教授、教官、教導官」などその種類は多岐にわたっていた。しかも、「第7条 約定に疑義を生じたる場合の解釈は日本文本文によるものとす」とわざわざ条文中に明記し、顧問制度の実施運営に関して日本側が主導権を握れるようになっていた。約定の「付属約定」では、維新政府各院各部の長官は「重要な事項に関しては予

表2 維新政府治下の裁判所復興状況
(『概史』288頁より)

省	法院の種類	国民党政府時代	維新政府復興状況
江蘇省	高等法院	1	1
	高等法院分院	5	0
	地方法院	18	10
	地方法院分院	不詳	6
浙江省	高等法院	1	1
	高等法院分院	3	0
	地方法院	32	3
	地方法院分院	不詳	1
安徽省	高等法院	1	1
	高等法院分院	4	0
	地方法院	9	2

め該顧問と十分隔意なき協議を遂げたる後之を行なう」と規定された。また、顧問及び同輔佐官の

俸給や必要経費も中国側から支給されることなど、世論対策上協定本文には載せにくいことも規定された。更に、「顧問及輔佐官の配置に関する協議事項」⁽²⁴⁾では中央、地方別に顧問配置の具体的人員数が定められた。これによれば、中央の行政院・立法院・綏靖部に顧問各1人、輔佐官各3～5人、地方の3省・2特別市に顧問各1人、輔佐官各4人、計顧問8人、輔佐官32人の合計40人が予定された。

以上が海軍側に提案された。海軍側は内面指導は既に三省連絡によって適切に行われている、顧問をいれるのは時期尚早であるとして消極的であった。しかも、その実質的な指導が「陸軍独自の決定により」海軍側に協議なく行われているとして反発を強めた。「海軍としてはご承知の通り、揚子江は勿論特に上海に対しては四十年来の歴史を有し海軍全体として至大の関心を有しある次第につき…隔意なき連絡」をするよう竹下義晴上海特務機関長に申し入れた⁽²⁵⁾。ここからも海軍の華中に対する縄張り意識と陸軍への対抗意識がみてとれる。海軍のこうした抵抗があって、上記「約定」は長く棚上げにされた。

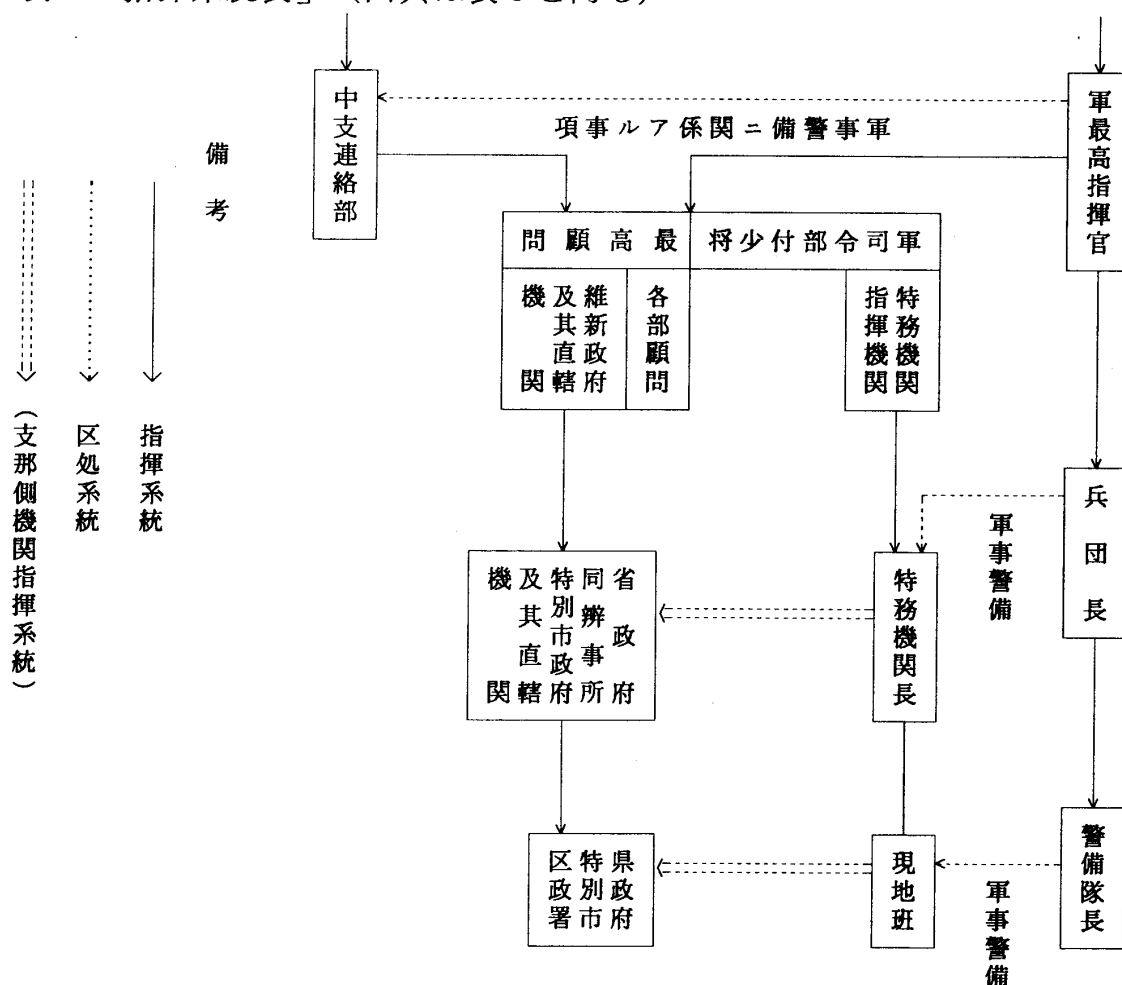
他方、1938年12月11日、中支那派遣軍特務部で「興亜院連絡部設置に伴う現地措置要領（第三案）」⁽²⁶⁾が作成された。興亜院は同月16日の興亜院官制公布によって設置されることとなった「対支処理機関」である。翌39年3月、華北には北京に華北連絡部（長官は喜多誠一陸軍中将）、華中には

上海に華中連絡部（長官は津田静枝海軍中将）がその出先機関としておかれた。しかし、中支派遣軍は維新政府への影響力行使が阻害されることを恐れた。原田元特務部長が軍司令部付きとして南京に残って従来通りの内面指導を行い、維新政府への影響力を保持しようとした。そこで上記「措置要領（第三案）」が作成された。興亜院連絡部の組織を「必要なる最少限度に止め」、維新政府の指導に関しては、維新政府内に新たに特務部長を最高顧問とする「顧問府」をおくものとした。表3がその編成である。維新政府内に最高顧問を含む顧問だけで19人、補佐官・事務官・判任・雇員を合計すると百人近い大所帯の顧問府ができることとなった。この「措置要領」は同時に、軍・特務機関・顧問府・維新政府の指揮や内面指導の関係について表4のように定めた。

以上のような経過を経て、39年10月10日、「中

表3 「顧問府編成表」（軍特務部「興亜院連絡部設置に伴う現地措置要領（第三案）」（1938年12月11日），『支那事变ニ際シ支那新政府樹立関係』第9巻より）

合 計	司 法 行 政 部	教 育 部	交 通 部	実 業 部	財 政 部	内 政 部	綏 靖 部	顧 問 秘 書	最 高 顧 問			顧 問 府 編 成 表
一									一	勅 任		
一八	一	一	一	一	四	二	四 (地区) 四 (内一ハ海軍)			顧 問	奏	
(一七四)	一	二	一	一	一	(一)	(一六四)	文官 四		又顧問 ハ事務官 補佐官	任	
三二	二	三	二	二	五	三	一〇	五		判 任		
二七		二	二	二	二	三	五	一〇		雇 員		



興亜院華中連絡部の設立とともに軍特務部が廃止されても、中支那派遣軍が顧問団をバックに実質的にその指導権を保持することができたということである。それは、維新政府が日本ないしは日本軍との関係の中で身動きできない状況に置かれていたことを意味する。因みに、「付属約定」第6条は、最高顧問及び各機関の首席顧問は維新政府から「最優の賓礼待遇」を受けることを規定した。後の39年11月、汪兆銘の側近周仏海はこう語った⁽²⁹⁾。「臨時維新両政府に在りて、顧問が上官たるが如き態度を執り、顧問の署名なくんば令達の発布できず、上海市政府に於ても警察の命令に副署する等甚だしき権力を振り廻しあり」。「最優の賓礼待遇」を受けた日本人顧問が、中国人官吏に対して傍若無人に振るまっていた様子が目に浮かんでこよう。

以上、ア. 領域、イ. 組織と人材、ウ. 日本人顧問という側面から、維新政府の脆弱性と傀儡性についてみてきた。残された問題の一つは、政権樹立工作の資金調達の問題であろう。これについては手がかりになる史料がほとんど見つからない。ただ、38年3月7日に行われた石射東亜局長、柴山陸軍軍務課長、岡海軍軍務課長らの協議

の結果に関する記録が残っている⁽³⁰⁾。そこには次のように記されている。

新政権樹立に要する経費に付ては、陸軍側入電に依れば、大体二百万円を要するとのことにて、陸軍省にては百万円支出の用意ある旨述べ、海軍側発議にて結局現地に於て實際所要額竝に陸軍のみに負担せしむべきや、陸海外三省にて分担すべきや等を協議せしむることに決定。

政府樹立の工作資金が二百万円程度日本側から提供されたことが知られる。

〔第4節 注〕

- (1) 『概史』13頁
- (2) 在上海日本総領事館経済部編纂『中支占領地経済情勢概説』（1938年）6頁
- (3) 「中支経済の全貌と開発上の諸問題」、『東洋経済新報』1938年4月16日号
- (4) 『現況』484頁、507頁
- (5) 興亜院華中連絡部経済第三局編『中華民國維新政府財政概史』（1940年）83頁
- (6) 北支那方面軍司令部参謀部第4課『月報』（昭和15年2月分）、『陸支密大日記』昭和15年

表5 「中華民國維新政府顧問ニ関スル暫行約定」の「付属約定」中の「人員及配置」（『陸支密大日記』昭和14年其91より）

(一) 中央政府

區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分														
計	計	司法	行政	部	部	立	法	院	院	教	育	部	部	外	交	通	部	實	業	部	部	財	政	部	部	內	政	部	部	行	政	院	院
二〇	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問

(二) 地方政府

區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	區	分	
計	計	南京	特別	市	政	府	府	上海	特別	市	政	府	府	安	徽	省	政	府	府	浙	江	省	政	府	府	江	蘇	省	政	府	府	區	分	區	分	
二〇	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問	顧問

其43

- (7) 園田日吉「中支那大衆の購買力」, 『改造』38年5月号
- (8) 前掲「田尻愛義より上村(伸一)課長あて書簡」
- (9) 『戦史叢書 支那事变陸軍作戦<1>』497頁
- (10) 中西功「中国革命の嵐の中で」, 『歴史評論』228号(1969年)
- (11) 陳羣は維新政府の内政部長に就任した。しかし、国民党員しかも孫文の秘書であったということに陳自身も自負があった。次第に維新政府の反国民党的立場とは相入れなくなっていく。39年7月、汪兆銘は、影佐貞昭にあてた報告書のなかで、陳との会談の様子を次のように記していた。
「陳は其維新政府就任以来自己が国民党員たり、孫文の門弟たる立場上、維新政府の反国民党、反三民主義的政策に苦悩を重ねたる状況を述べ」(影佐機関「陳群、汪第二次会見録」1939年7月7日, 『支那事变ニ際シ支那新政府樹立関係』第4巻)。また、陳は内政部長のまま上海市長を兼務することを望んだが成功しなかった。さらに自らの主張が維新政府内で顧みられないことから、維新政府とそして日本に対して不快感を高めていった(上海日本総領事館情報部「維新政府関係情報第三号」1938年4月17日, 『支那事变ニ際シ支那新政府樹立関係』第1巻)。
- (12) 東亜同文会編『第2回新支那現勢要覧』(1940年)956頁
- (13) 中国通信社調査部『維新政府諸機関の行政機構』22頁以下
- (14) 前掲『黄塵万丈』120頁
- (15) 『同盟旬報』1939年6月～9月記事より
- (16) 「影佐汪精衛会談」, 『支那事变ニ際シ支那新政府樹立関係』第4巻
- (17) 「坂西中将ノ谷公使ニ対スル内話」, 『支那事变ニ際シ支那新政府樹立関係』第1巻
- (18) 日高信六郎上海総領事より近衛外相あて電報(1938年10月1日), 『支那事变ニ際シ支那新政府樹立関係』第1巻
- (19) 『現況』63頁
- (20) 『概史』66頁
- (21) 畑部隊軍特務部「維新政府ノ新聞統制ノ現況」(1938年7月31日), 『陸支密大日記』昭和13年其19
- (22) ただ、注目すべき点は、すでに国民党政府時代に県知事が「法官兼理」して司法権の独立が確立できなかった弊害を改めようとして改革が進められていたが、維新政府も39年6月には「県知事兼理司法事務暫行条例」を公布して、改革の方向を踏襲しようとしたことである。また、司法権の独立のためには司法官の身分保障や権限の独立が必要であるとして、この件に関わる国民党時代の旧法の規定を継承した(『概史』286頁)。これらは、司法法制について少なくとも国民党時代の民主化の水準を維持しなければ、国民党に代わり「民主立憲」, 「三権分立」を標榜する新政権としての優位性を示しえなかった維新政府の立場が示されているといえようか。
- (23) 『現代史資料』第13巻159頁
- (24) 同前160頁
- (25) 同前173頁
- (26) 『支那事变ニ際シ支那新政府樹立関係』第9巻
- (27) 「中華民國維新政府顧問ニ関スル暫行約定送付ノ件」, 『陸支密大日記』昭和14年其91
- (28) 前掲『抗戦时期的偽政権』120頁
- (29) 「日支国交調整原則に関する協議会議事要録」, 『現代史資料』第13巻290頁
- (30) 「中支新政権組織大綱ニ関シ陸外海三省係官協議結果ノ件」, 『支那事变ニ際シ支那新政府樹立関係』第1巻

おわりに

1938年3月28日、「華中八千万民衆の歓喜」の中、成立式典が挙行された。日本からも軍報道部放送班が派遣された。その式典の様子を録音取材する指令を受けていた。ところが、突然、取材中止命令が出された。理由は示されなかった。放送班囑託の福田敏之氏はこの取材拒否は、取材の企画が維新政府の了解なしに一方的に進められたからではないかという。梁鴻志にしてみれば、「激しい反日感情の中、日本軍主導で催される政府成立式典がラジオなどで大がかりに広報宣伝されることに大きな逡巡抵抗があったのではなかろうか」と福田氏は回想している⁽¹⁾。梁鴻志は政権成立直後、午餐会で政府首班としての決意を披瀝した。そのとき、「新政府の成立が民衆に徹底しその諒解を得ているかどうか我々も解らぬけれども」と心境の一端をのぞかせた⁽²⁾。同じ頃、「果たしてよく民衆の与望に応えることが出来るか憂慮に堪えません」と自信なげに語ってもいた⁽³⁾。梁はまた、後の40年元旦に、維新政府樹立当時の反政府世論の高揚を回想して、次のように語った。「誹謗侮蔑の声澎湃と充ち、全く四面楚歌であった。…余は進んで名誉と生命を犠牲にし仏道に云う『我地獄に入らずば誰か地獄に入るらんや』の宗旨を体して挺身出でて全力を傾注した」⁽⁴⁾。梁はやはり政権の行く末に自信をもてなかったのではないか。梁が後に汪兆銘に打ち明けたとされる話によれば、梁は維新政府樹立の時に、蔣介石とも連絡をとり、もし蔣が南京に帰還したらその傘下に投ずる旨申し送ったという⁽⁵⁾。梁は日本と蔣介石とに二股かけたことになる。維新政府の最高首脳でさえ「逡巡」していた。

ここで、維新政府成立式典に関連して筆者に思っておこされる二つの情景がある。一つは1932年、溥儀の満洲国執政就任式であり、もう一つは1940年、汪兆銘政権との日華基本条約調印式である。

1932年3月9日、満洲国執政への晴れの就任式典だというのに、溥儀の「顔面に露呈された凶相」や「不幸な相貌」が、列席した石射猪太郎吉林総領事の目に焼きついた⁽⁶⁾。「祖業回復」への悲壮な決意であったのか、あるいは満洲国政府が完全に傀儡政権となることが明らかになったことの反映であったのか。一方、1940年11月4日、南京で「日華基本条約」の署名調印式が行われた。その直前、行政院院長汪兆銘は激しく自分を取り乱した。それはこの条約の秘密協定・秘密交換公文によって、日本の準軍政下の政権になることが明らかであったからであった。汪は涙し、髪の毛をひっぱり、ひっきりなしに恨！恨！と曇声を出した。涙で顔はゆがみ、胸をたたき、足ずりした⁽⁷⁾。

維新政府成立式典が挙行された当日の梁鴻志の挙動に関する史料は、残念ながら未見である。式典の壇上に立つ梁鴻志の胸奥には、はたしてどのような感慨が去来していたのであろうか。式典の取材の突然の中止命令。自信なげな挨拶。日本と蔣介石とに二股かけた姿勢。「誹謗侮蔑の声澎湃と充ち、全く四面楚歌」の中で動揺し「逡巡」する梁は、それらをふっきるように「地獄に入る」決意で新政府樹立に臨んだ。その心境は相当に複雑であったにちがいない。

日本の外務省筋はどう見ていたか。大衆的な基盤を欠き、日本のラジオ放送の取材さえ中止させて生まれた政権であった。38年9月の現地からの報告は、それを「闇より生じたる如き」と評した⁽⁸⁾。上海の日高総領事も、「一般民衆は依然両政府を日本の傀儡と認め居る事実」を伝えた⁽⁹⁾。石射猪太郎東亜局長の目は更に厳しく、次のように述べた⁽¹⁰⁾。臨時・維新政府とも中国人の「政治的熱意に基かず、其構成分子も同床異夢」で、「権威も付かず気魄もなき為、国民政府の脅威とならざるのみか却て我方内部の悶著の種」である。「日本の虜として成立し…之を『ロボット』とす

るのでは心ある今日の支那人は集まらず」，と。

日本のジャーナリズムはどうか。当然のことながら翼賛記事がほとんどであった。しかし，そうした中でも、『東洋経済新報』や『支那』誌などには，維新政府の経済基盤の脆弱性や民心の離反について，断片的ではあるが率直な記事が載ることもあり，当時の言論機関としては精一杯の批判をにじませている⁽¹¹⁾。梁，温を初め多くの旧友・旧知をもつ「支那通」の著述家神田正雄でさえ，維新政府について「急造の結果は如何にも寄木細工の感情を免れず」，形式的存在にすぎない，と評した⁽¹²⁾。

欧米政府や欧米報道機関が，維新政府は日本の傀儡と報じたのは言うまでもない⁽¹³⁾。管見では，維新政府を承認した国はなかった。

維新政府要人たちの目には自己の政府はいったいどのように映っていたであろうか。民心は離れ，臨時政府からは疎まれ，日本軍に「活殺の権」を握られていた。そして内外にわきおこる「傀儡」，「漢奸」の大合唱，あるいは「飯店政府」の嘲笑。日本側からさえも「急造のバラック建て」，「寄木細工」，「ロボット」，「闇より生じたる」，「我方内部の悶著の種」などに見なされた。「権威も付かず気魄もな」き短命政権の宿命を背負ったまま，維新政府は文字通り満身創痍の船出であった。

本稿は，中華民国維新政府の成立過程をたどり，日本の華中占領政策の一端を明らかにした。その要点を整理すれば，以下の3点になる。

第1に，1938年3月末に成立した維新政府は，準備工作としての各地治安維持会・自治委員会の結成から，政府要人の引き出し，工作資金の提供，政府名称・国旗の決定，顧問府の設置にいたるまで，いずれも日本側の強い「内面指導」のもとに進められた。官吏の人材不足も日本側が補った。すなわち，徹頭徹尾日本の傀儡政権として樹立さ

れた。それは，分治合作という基本政略に沿うものであった。しかし，中国民衆の大衆的基盤もなく，最高首脳もほとんど旧軍閥や政客に占められていた。

第2に，日本の国策に沿ったものであったにもかかわらず，日本側内部にさまざまな矛盾対立を内包していた。政権樹立の方針や方法をめぐって，他の幾多の日本の政略・軍略がそうであるように，政府・外務省と軍部との間で，陸軍と海軍の間で，あるいは陸軍中央と現地軍との間で，深刻な齟齬や対立が生じていた。しかも，北支那方面軍と中支那方面軍（派遣軍）との間で，さらには中支那方面軍内部でさえ特務部（原田・楠本グループ）と臼田機関（臼田・長グループ）との間で，それぞれの思惑が衝突しあった。そのため充分な意思統一や明確な展望を欠いたまま，退任する松井司令官の参内を目前にして，政権樹立が強行された。

第3に，上記の日本軍内部の対立を背景として，華北の臨時政府との間にも，中国政局の主導権をめぐる深刻な対立が生じていた。両政府間の厳しい確執によって日本の占領政策は一時，臨時政府要人の総辞職による臨時政府の崩壊，維新政府の樹立不能という瀬戸際までたたされた。結局は臨時政府側に押しきられる形で妥協が成立した。しかし，それは当面の矛盾を糊塗する弥縫策でしかなかった。

維新政府は，その成立過程において以上のような特徴をともしながら誕生した。しかし，高揚する中国ナショナリズムに抗い，日本（軍）の庇護の下，新政権としての明確な理念も展望もなかった。民心を獲得できず，その統治領域も微小な範囲にとどまった。日本の戦局と政略に翻弄され，やがて汪兆銘政権に吸収される運命をたどっていった。

本稿では検討できなかった課題も少なくない。第1は，維新政府に参加した要人たちの主観的意図や動機の問題である。「漢奸」の謗りを受ける

ことは十分に承知していたであろう彼らが、一体どのような成算があって日本の誘いに応じたのか。傀儡政権の本質を議論する際に避けては通れない問題である。第2に、政府樹立後の治政の様子、すなわち内政、外交、軍事、財政などの具体的状況である。それが明らかにされることによって、維新政府の実像をよりトータルにとらえることができる。これらの問題については、別稿で論じたい。

〔おわりに 注〕

(1) 福田敏之『姿なき尖兵一日中ラジオ戦史ー』(1993年) 78頁

(2) 『同盟旬報』1938年4月上旬号22頁

(3) 「日満支重要時事記録」, 『支那』1938年5月号

なお、温宋堯立法委員長兼大民会長も「維新政府成立の当初は、人民は時勢にとまどい、…一時政府の立場に対する懷疑の念を表すことがされなかった」と率直に語った(「大民会温会長告民衆書」, 『新中国』第2巻第11・12期合併号, 1939年)。

(4) 『同盟旬報』1940年1月上旬号16頁

(5) 上村伸一『日本外交史』第20巻 298頁

(6) 石射猪太郎『外交官の一生』(1972年) 217頁

なお、溥儀の執政就任式における心境や、満洲国政府を完全な傀儡政権におとしこめることとなった溥儀・本庄秘密協定の内容や締結の経緯に関しては、前掲『キメラ』を参照。

(7) 金雄白『同生共死の実態』(1960年) 112頁

(8) 「新中央政府組織に関する一考察」(1938年9月16日), 『支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係』第1巻

(9) 日高総領事より有田八郎外相あて電報(1938年11月18日), 『支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係』第1巻

(10) 「今後の事変対策に付ての考察」(1938年7月), 前掲『外交官の一生』所収

(11) たとえば, 「中支新政権の成立と今後の問題」(『東洋経済新報』1938年4月9日号), 「新中央政府と支那民衆」(『支那』1940年2月号), 「東亜復興と新政府の性格」(『話』1939年9月号)など。「東亜復興と新政府の性格」は次のように述べた。「両政府(臨時政府と維新政府ー引用者)ともに戦塵の落ちつかぬ中に生まれた急造のバラック建てで、新支那全体に君臨するだけの代物でもなかろう。まして、わが軍の占領地域外の民心を帰依させるにおいておやである」。なお、尾崎秀実も、維新政府の「政治経済的地盤の弱さ」を指摘していた(『現代支那批判』1938年)。

(12) 「上海ニ於ケル感想」, 『支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係』第1巻

(13) たとえば, 『ニューヨーク・タイムス』1938年3月28日号など(「支那事変に関する各国新聞論調概要」, 国立公文書館資料(A, 29-6, 情報24『各種情報資料』)。

